

証券コード 7169

2018年6月8日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿五丁目17番18号

代表取締役社長 山 岸 英 樹

## 第19回 定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

当社が、法令および当社定款第14条の規定に基づき、第19回定時株主総会招集ご通知の提供書面のうち、当社ウェブサイト（<http://www.newton-fc.com/ir/>）に掲載することにより、当該提供書面から記載を省略した事項は、下記の通りでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 事業報告の以下の事項

- ・「会計監査人の状況」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」・・・・・・ 2
- ・「会社の支配に関する基本方針」・・・・・・・・・・・・ 4

#### 2. 連結計算書類の以下の事項

- ・「連結注記表」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

#### 3. 計算書類の以下の事項

- ・「個別注記表」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

以上

## 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	76,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	97,250千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当連結会計年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、国際財務報告基準（IFRS）に関するアドバイザリー業務についての対価を支払っております。

### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、必要があると判断される場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に付議することを取締役会へ通知し、株主総会に提案いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

上記に加え、会計監査人との緊張感ある関係を維持する観点から定期的にその見直しを検討いたします。

### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしました。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査受嘱者に悪意又は重大な過失があった場合を除き、5千万円または監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額のいずれか高い額としております。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス規程」を定め、法令等遵守の推進と定期的な研修を行います。

法令上疑義のある行為に対しては、使用人が直接情報提供を行える通報窓口を設置するものとします。

また、インサイダー取引については、「インサイダー取引防止規程」を定め、防止するものとします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理体制

取締役は、その職務の執行に係る情報を会社が定める「文書取扱規程」に従い適切に保管及び管理するものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき、リスクを種類別に分け、それぞれの担当部署を設置し継続的に管理します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を原則として1か月に1度、その他必要に応じて適宜開催するものとします。職務執行については、「職務権限規程」に責任者及びその責任、権限を定め業務を執行させるとともに、内部監査を通じて業務の運営状況を把握し、その妥当性・有効性を検証します。

また、「予算管理規程」に基づく、中期経営計画の策定及び四半期業績管理を行い、営業会議、取締役会にてレビュー、改善策の実施等で取締役の職務の効率性を確保します。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、法令遵守体制、リスク管理体制、経営の透明性を確保し独立性を維持しつつ、親会社の内部統制との連携体制を構築します。

当社は、子会社の自主的経営及び独立性を尊重しつつ、グループ会社として相互に協力し、ともに繁栄を図るために必要な事項及び子会社に対する管理、指導を行うものとします。

- ⑥ 監査役等の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、代表取締役は監査役の職務を補助する使用人を選任し、補助に必要な調査権限や情報収集権限を付与します。  
また、監査役の補助をする使用人は監査役の業務指示・命令を受け、補助使用人の人事考課・異動は監査役の同意のもとに行うこととします。
- ⑦ 取締役、その他使用人等及び子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役に報告をするための体制  
取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人は、会社に対して著しい損害を及ぼす事実、内部監査に関する重要事項、重大な法令、定款違反、その他取締役及び使用人が重要と判断する事実を発見した場合には、速やかに監査役に直接報告することができるものとします。
- ⑧ 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役が監査の実効性を確保するため、当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役又はその補助使用人の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとします。
- ⑨ 監査役等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
「コンプライアンス規程」に基づき、法令上疑義のある行為に対し通報した者が当該報告したことを理由として不利益な取扱いを受けない、解雇されないこととします。
- ⑩ 監査費用の前払又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項  
監査役が職務を執行する上で、監査費用の前払等を請求してきた際は、当社の担当部署において、当該請求に係る費用又は債務が監査役が職務の執行に必要なないと証明された場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制が有効に行われるような体制を構築し、整備、運用及び評価を行うものとします。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制  
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体について、当社が定める「NFCにおける反社会的勢力対応の基本方針」に則り、取引等一切の関係を遮断するとともに外部の専門家と緊密に連携をとりながら組織全体として毅然とした態度で対応していくものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務執行について

定時取締役会を月に1回、必要に応じて適宜取締役会を開催しており、取締役の職務執行が法令および定款に適合するように監督しております。また、取締役会には各取締役のほか、独立性を保持した監査役も出席し、重要な意思決定や職務執行について、その実効性は確保されております。

② 監査役の職務執行について

監査役3名（うち社外監査役2名）は、監査役会で定めた監査方針ならびに監査計画に基づいて、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。常勤監査役は、取締役・使用人へのインタビューによる状況の把握、重要な書類の閲覧、実施調査等により監査を行っております。また、内部監査室や会計監査人及びグループ各社の監査役との情報交換に努め、相互連携により監査の有効性をはかっております。

③ 内部監査の実施について

内部監査規程に則り、内部監査室が策定した内部監査計画に基づいて子会社を含む各部門の職務執行状況を把握し、法令・定款・規程に準拠して適正に行われているか監査し、代表取締役及び取締役会に内部監査の結果を随時報告しております。また、内部監査室は、常勤監査役と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施状況及び監査結果について報告し、内部監査の実施計画、具体的な実施内容、業務改善等に関し、意見交換を行っております。

④ コンプライアンスについて

コンプライアンス意識の徹底を図るべく定期的な教育を実施することとしており、ハラスメント、内部通報制度、情報セキュリティなどについてeラーニングなどによる教育を実施し、通報窓口の告知を行っております。

コンプライアンス本部では、業務の適切性や各種法令改正等の状況に応じて、社内規程やコンプライアンスマニュアル等を適時適切に整備するとともに、社内にて周知し、遵守の徹底をしております。

## 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。現時点では特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結計算書類の作成基準  
連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。
- (2) 連結の範囲に関する事項
- |              |                            |
|--------------|----------------------------|
| 連結子会社の状況     |                            |
| ・連結子会社の数     | 11社                        |
| ・主要な連結子会社の名称 | 株式会社ウェブクルー<br>株式会社保険見直し本舗  |
| ・重要な連結子会社の異動 | 新規 みつばち保険グループ株式会社<br>その他3社 |
- (3) 持分法の適用に関する事項
- |                 |                             |
|-----------------|-----------------------------|
| 持分法を適用した関連会社の状況 |                             |
| ・持分法適用の関連会社数    | 2社                          |
| ・主要な会社等の名称      | 株式会社セントラルパートナーズ<br>株式会社アガスタ |
- (4) 会計方針に関する事項

#### ① 企業結合

企業結合は支配獲得日に、取得法によって会計処理しております。

企業結合時に引き渡した対価は、当社グループが移転した資産、当社グループが引き受けた被取得企業の旧所有者の負債、及び支配獲得日における当社グループが発行した資本性金融商品の公正価値の合計として測定しております。

取得関連費用は発生時に純損益で認識しております。

支配獲得日において、取得した識別可能な資産及び引受けた負債は、以下を除き、支配獲得日における公正価値で認識しております。

- ・繰延税金資産又は繰延税金負債、及び従業員給付に係る資産又は負債は、それぞれIAS第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識し、測定
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約、又は被取得企業の株式に基づく報酬契約の当社グループ制度への置換えのために発行された負債又は資本性金融商品は、支配獲得日にIFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定
- ・売却目的に分類される資産又は処分グループは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って測定

のれんは、移転した対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、支配獲得日における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しております。

企業結合の当初の会計処理が各報告期間の末日までに完了しない場合、当社グループは、完了していない項目については暫定的な金額で報告しております。その後、新たに入手した支配獲得日時点に存在していた事実と状況の情報について、支配獲得日時点に把握していたとしたら企業結合処理の認識金額に影響を与えていたと判断される場合、測定期間の修正として、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正します。測定期間は支配獲得日から最長で1年間としております。

支配獲得日前に計上していた被取得企業の持分の価値の変動に係るその他の包括利益の金額は、純損益で認識しております。

IFRS移行日前の企業結合により生じたのれんは、従前の会計基準（日本基準）で認識していた金額をIFRS移行日時点で引き継ぎ、これに減損テストを実施した後の帳簿価額で計上しております。

また、共通支配下の企業又は事業が関わる企業結合（全ての結合企業又は結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者（当社親会社を含む）によって支配され、その支配が一時的でない企業結合）については、帳簿価額に基づき会計処理しております。

## ② 金融商品

金融資産及び金融負債は、当社グループが金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しております。

金融資産及び金融負債は当初認識時において公正価値で測定しております。金融資産の取得及び金融負債の発行に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算又は金融負債の公正価値から減算しております。

### イ. 非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産は、「貸付金及び債権」又は「売却可能金融資産」に分類しております。この分類は、金融資産の性質と目的に応じて、当初認識時に決定しております。

通常の方法によるすべての金融資産の売買は、約定日に認識及び認識の中止を行っております。通常の方法による売買とは、市場における規則又は慣行により一般に認められている期間内の資産の引渡しを要求する契約による金融資産の購入又は売却をいいます。

#### (a) 貸付金及び債権

支払額が固定されているか又は決定可能なデリバティブ以外の金融資産のうち、活発な市場での公表価格がないものは「貸付金及び債権」に分類しております。

当初認識後、貸付金及び債権は実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。実効金利法による利息収益は純損益で認識しております。

#### (b) 売却可能金融資産

以下のいずれかに該当する場合には「売却可能金融資産」に分類しております。

- ・「売却可能金融資産」に指定した場合
- ・他のカテゴリーに分類しない場合

当初認識後、売却可能金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しております。

### (c) 金融資産の減損

売却可能金融資産に分類された資本性金融商品は期末日及び各四半期末日ごとに、それ以外の金融資産は期末日に減損の客観的証拠の有無を判断しております。金融資産について、客観的証拠により当初認識後に損失事象の発生があり、かつその事象による金融資産の見積将来キャッシュ・フローへのマイナスの影響が合理的に予測できる場合に減損損失を認識しております。

売却可能金融資産に分類された資本性金融商品については、著しく又は長期に公正価値が取得原価を下回る場合に、減損の客観的な証拠があると判断しております。その他のすべての金融資産について、減損の客観的な証拠として、以下の項目を含めております。

- ・発行体又は債務者の重大な財政的困難
- ・利息又は元本の支払不履行又は遅延などの契約違反
- ・債務者の破産又は財務的再編成に陥る可能性が高くなったこと
- ・金融資産についての活発な市場が消滅したこと

当社グループは、減損の存在に関する客観的な証拠の有無を、個別に重要な場合は個別評価、個別に重要でない場合は集成的評価により検討しております。

貸付金及び債権に対する減損の客観的な証拠がある場合は、その資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額を減損損失とし、純損益で認識しております。貸付金及び債権は貸倒引当金を用いて減損損失を認識し、その後債権が回収不能であると判断した場合には、貸倒引当金と相殺して帳簿価額を直接減額しております。

売却可能金融資産に減損の客観的な証拠がある場合は、それまで認識していたその他の包括利益累計額を純損益に振り替えております。売却可能金融資産に分類された資本性金融商品は、減損損失の戻入は行っておりません。

### (d) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産を譲渡し、その金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的にすべて移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

### ロ. 非デリバティブ金融負債

当社グループではデリバティブ以外の金融負債として、主に社債及び借入金、営業債務及びその他の債務を有しており、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。

金融負債は義務を履行した場合、もしくは債務が免責、取消し又は失効となった場合に認識を中止しております。



③ 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。取得原価には、当該資産の取得に直接付随する費用、解体・除去及び設置場所の原状回復費用の当初見積額を含めております。

減価償却費は、償却可能価額を資産の各構成要素の見積耐用年数にわたって、主として定額法により算定しております。償却可能価額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出しております。建設仮勘定は減価償却を行っておりません。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～15年
工具、器具及び備品	2～18年

資産の減価償却方法、耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④ のれん

当初認識時におけるのれんの測定は「注記1（4）会計方針に関する事項① 企業結合」に記載しております。

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

のれんは償却を行わず、配分した資金生成単位又は資金生成単位グループに減損の兆候がある場合、及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しております。

⑤ 無形資産（リース資産を除く）

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

耐用年数を確定できる無形資産の償却費は、見積耐用年数にわたって定額法により算定しております。

耐用年数を確定できる主要な無形資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

資産の償却方法、耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

⑥ リース

当社グループでは、契約がリースであるか否か、又はその契約にリースが含まれているか否かについて、契約開始日における契約の実質を基に判断しております。

リース取引は、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが貸手から実質的に借手に移転する場合、ファイナンス・リース取引に分類し、他のリース取引はオペレーティング・リース取引に分類しております。リース期間が資産の経済的耐用年数の大部分を占めている場合や最低リース料総額の現在価値が資産の公正価値のほとんど全てとなる場合などは、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが移転していると判断しております。リース期間は、解約不能期間に加え、リース

開始日において更新オプションの行使が合理的に確実視されている期間を合計した期間としております。

イ. ファイナンス・リース取引

(借手側)

リース資産及びリース債務は、リース開始日の公正価値又は最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しております。

当初認識後は、その資産に適用される会計方針に基づいて会計処理しております。リース料支払額は、各期の債務残高に対する一定の期間利率となるよう、金融費用と各期のリース債務残高の返済部分に按分しております。

ロ. オペレーティング・リース取引

(借手側)

オペレーティング・リース取引のリース期間における支払リース料総額は、当該リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。

⑦ 従業員給付

イ. 短期従業員給付

短期従業員給付は、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合、支払われると見積られる額を負債として認識しております。

ロ. 確定給付制度

確定給付制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した基金に拠出し、その拠出額以上の支払について、法的債務又は推定的債務を負わない退職給付制度以外の退職給付制度をいいます。

当社グループは、主として確定給付型の退職一時金制度を採用しております。

確定給付制度に関連して認識する負債(確定給付負債)は、従業員が過去の期間及び当期において提供した勤務の対価として獲得した将来給付額を見積り、その金額を現在価値に割り引くことによって算定しております。

当該負債は、予測単位積増方式を用いて算定し、その現在価値は、給付が見込まれる期間に近似した優良社債の市場利回りに基づく割引率を用いて毎年、保険数理人が算定しております。

確定給付費用は、勤務費用及び確定給付負債に係る利息費用から構成されます。勤務費用及び利息費用については、純損益で認識し、利息費用の算定には前述の割引率を使用しております。

当社グループでは、再測定は数理計算上の差異から構成され、その他の包括利益で認識し、直ちにその他の包括利益累計額から利益剰余金に振り替えております。

⑧ 引当金

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として、現在の法的債務又は推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ、その債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。

引当金として認識する金額は、主に過去の実績に基づき当該債務をとりまくリスクや不確実性を考慮した最善の見積りによるものであり、時間価値に重要性がある場合には割引計算を行って算出しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは純損益で認識しております。

当社グループは引当金として、資産除去債務及び解約調整引当金を認識しております。

イ. 資産除去債務

賃貸借契約終了時に原状回復義務のある賃貸事務所等の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。

ロ. 解約調整引当金

主に2年以内の保険契約者の早期解約による保険会社への収受済み代理店手数料の返金見込額について、解約調整引当金を計上しております。

⑨ 自己株式

自己株式を取得した場合は、資本の控除項目として認識しております。自己株式の購入、売却又は消却において損益は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本剰余金として認識しております。

⑩ 収益

当社グループにおける収益は、受領した、又は受領可能な対価の公正価値で測定しております。公正価値は、値引き、割戻し等を差し引いた後の金額であります。

イ. 役務の提供

役務の提供による収益は、主に保険契約の取次によるものであり、そのサービスの提供の完了を顧客が承諾し、将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、当該便益及びそれに対応する原価を信頼性をもって測定可能である場合に認識しております。

ロ. 収益の総額表示と純額表示

当事者として関与している取引は総額を収益として表示し、代理人として関与している取引は収益にかかる原価を差し引いた純額のみを収益として表示しております。

⑪ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式により処理しております。

## 2. 連結財政状態計算書に関する注記

### (1) 財務制限条項

当社の長期借入金のうち7,730,485千円（1年内返済予定額を含む）には、下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失する財務制限条項が付されております。

- ① 2015年3月期決算以降、各連結会計年度末及び第2四半期末における連結貸借対照表上の純資産の部の金額を66億円及び直前の連結会計年度末または第2四半期末における連結貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ② 2015年3月期決算以降、各事業年度末及び第2四半期末における個別貸借対照表上の純資産の部の金額を55億円及び直前の事業年度末または第2四半期末における個別貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ③ 2015年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結損益計算書及び個別損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

### (2) 借入コミットメント及びその他の信用枠

当社グループでは、複数の金融機関との間で借入コミットメントライン契約などの信用枠を保有しており、流動性リスクの低減を図っております。当社グループが保有する信用枠は、以下のとおりであります。

信用枠	1,000,000千円
借入実行残高	－千円
未実行残高	1,000,000千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 2,710,358千円

### (4) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	3,622千円
その他の金融資産	85,487千円

## 3. 連結持分変動計算書に関する注記

### (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	19,107,000株	－株	－株	19,107,000株

### (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	847,949株	141,446株	29,291株	960,104株

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加141,446株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加141,300株、単元未満株式の買取りによる増加146株であります。

2. 普通株式の自己株式の減少29,291株は、第三者割当による自己株式の処分による減少であります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2017年5月18日 取締役会	普通株式	912,952千円	50円	2017年3月31日	2017年6月12日
2017年11月13日 取締役会	普通株式	638,489千円	35円	2017年9月30日	2017年12月8日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年5月17日 取締役会	普通株式	利益剰余金	635,141千円	35円	2018年 3月31日	2018年 6月11日

## 4. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。また剰余資金に関しては安全性の高い金融資産で運用しております。

#### ② 金融商品に係るリスク管理体制

##### ・信用リスク

当社グループは、事業を営む上で、営業債権及びその他の債権及びその他の金融資産（預金、株式及び債券など）において、取引先の信用リスクがあります。当社グループは、当該リスクの未然防止または低減のため、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有しておりません。また、当該リスクの管理のため、当社グループは、グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。当社グループの連結財政状態計算書で表示している金融資産の減損後の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。なお、保有する担保の評価及びその他の信用補完は考慮しておりません。

##### ・流動性リスク

当社グループは、借入金及び社債により資金を調達しておりますが、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクにさらされております。当社グループは、流動性リスクの未然防止または低減のため、市場環境や長短のバランスを勘案して、銀行借入やリース等による間接調達のほか、社債の発行等の直接調達を行い、資金調達手段の多様化を図っております。また、剰余資金に関しては、流動性の高い金融資産で運用しております。当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

2018年3月31日における帳簿価額及び公正価値については、次のとおりであります。

	帳簿価額	公正価値
	千円	千円
金融負債		
社債及び借入金		
社債	309,475	317,019
借入金	8,765,486	8,784,693

※ 社債及び借入金は、1年内返済及び償還予定の残高を含んでおります。

(注) 公正価値の測定方法

(社債及び借入金)

社債は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定しております。

借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

5. 1株当たり情報に関する注記

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 658円74銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益    | 212円21銭 |

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

7. その他の注記

(共通支配下の企業結合に関する注記)

子会社の取得

(1) 企業結合の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 みつばち保険グループ株式会社及び同社子会社1社  
事業の内容 保険代理店業

② 企業結合を行った主な理由 保険ショップチャネルの強化を行い、チャネル間の相互連携によるシナジーが見込めるため、親会社である株式会社光通信グループを構成するみつばち保険グループ株式会社及び同社子会社1社を当社グループ傘下とする組織再編を行ったものであります。

③ 取得日 2018年1月1日

④ 企業結合の法的形式 現金を対価とする持分の取得

⑤ 取得した議決権比率 46%

(なお、議決権の過半数を保有していませんが、議決権の分散状況及び経営幹部に占める当社の従業員の割合等を勘案した結果、当社がみつばち保険グループ株式会社を実質的に支配していると判断し、子会社化しております。)

- (2) 被取得企業の取得原価及びその内訳  
取得の対価 現金 18千円

- (3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳  
企業結合日におけるみつばち保険グループ株式会社及び同社子会社1社の資産及び負債の帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

流動資産	434,231
現金及び現金同等物	212,104
営業債権及びその他の債権	148,456
その他	73,670
非流動資産	119,968
資産合計	554,200
流動負債	311,606
営業債務及びその他の債務	169,846
その他	141,760
非流動負債	1,340,670
借入金及び社債	1,308,538
その他	32,132
負債合計	1,652,277
資産及び負債合計（純額）	△1,098,077
非支配持分 ※1	△601,515
企業結合の対価（(2)参照）	18
差額 ※2	△496,580

※1.非支配持分については、上記の資産及び負債の認識額に対する比例持分に基づいて算定しております。

※2.当該企業結合は共通支配下の取引に該当するため、差額は、連結財政状態計算書において利益剰余金から直接控除しております。

- (4) グループ業績への企業結合による影響

当連結会計年度の連結損益計算書に含まれる企業結合日以降のみつばち保険グループ株式会社及び同社子会社1社の売上高及び当期利益は、それぞれ259,986千円、18,824千円であります。

当該企業結合が当連結会計年度期首（2017年4月1日）に行われたと仮定した場合の当社グループの売上高及び当期利益は、それぞれ28,256,185千円、3,836,570千円であります（非監査情報）。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
  - ② その他有価証券  
時価のあるもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの  
移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づく定額法）を採用しております。
  - ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 役員賞与引当金  
役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - ③ 賞与引当金  
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - ④ 解約調整引当金  
保険契約者の早期解約による保険会社への収受済み代理店手数料の返戻に備えるため、返戻見込額を計上しております。
- (4) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税抜方式により処理しております。
- (5) 表示方法の変更  
(損益計算書)  
前事業年度まで、営業外収益に区分掲記しておりました「助成金収入」（当事業年度9,551千円）は、その金額的重要性が乏しくなったため、営業外収益「その他」に含めております。また、前事業年度まで、営業外収益の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。



## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 財務制限条項

長期借入金7,750,000千円（1年内返済予定額を含む）には、下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失する財務制限条項が付されております。

- ① 2015年3月期決算以降、各連結会計年度末及び第2四半期末における連結貸借対照表上の純資産の部の金額を66億円及び直前の連結会計年度末または第2四半期末における連結貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ② 2015年3月期決算以降、各事業年度末及び第2四半期末における個別貸借対照表上の純資産の部の金額を55億円及び直前の事業年度末または第2四半期末における個別貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ③ 2015年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結損益計算書及び個別損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

### (2) 借入コミットメント及びその他の信用枠

当社では、複数の金融機関との間で借入コミットメントライン契約などの信用枠を保有しており、流動性リスクの低減を図っております。当社が保有する信用枠は、以下のとおりであります。

信用枠	1,000,000千円
借入実行残高	－千円
未実行残高	1,000,000千円

### (3) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	342,736千円
工具、器具及び備品	946,463千円
リース資産	4,374千円

### (4) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	248,499千円
② 長期金銭債権	348,019千円
③ 短期金銭債務	500,947千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	359,754千円
② その他の営業取引高	306,986千円
③ 営業取引以外の取引高	263,782千円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	847,949株	141,446株	29,291株	960,104株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加141,446株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加141,300株、単元未満株式の買取りによる増加146株であります。
2. 普通株式の自己株式の減少29,291株は、第三者割当による自己株式の処分による減少であります。

#### 5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産

未払事業税等	20,750千円
関係会社株式評価損否認	41,064
賞与引当金等	88,396
貸倒引当金	36,855
資産除去債務	27,589
その他	30,693

##### 繰延税金資産合計

245,350

##### 繰延税金負債

税法上の関係会社株式譲渡損	△102,303
その他有価証券評価差額金	△6,171

##### 繰延税金負債合計

△108,475

##### 繰延税金資産の純額

136,874

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)ウェブクルー	100.0	資金の借入 役員の兼任	資金の借入	450,000	一年内長期借入金	450,000
				利息の支払	4,535	—	—
	(株)オネストビジネスコンサルティング	100.0	資金の貸付 役員の兼任	—	—	一年内長期貸付金	150,000
				利息の受取	999	—	—
	(株)Patch	51.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	200,000	長期貸付金	200,000
				利息の受取	574	—	—

- (注) 1. 資金の借入による利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。  
2. 資金の貸付による利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

### (2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	山岸 英樹	(0.6)	当社 代表取締役	自己株式 の処分	49,999	—	—

- (注) 取引価額は取締役会決議日 (2017年8月10日) の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値に基づき決定しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 535円01銭  
(2) 1株当たり当期純利益金額 83円81銭